

令和4年（ワ）第1773号外 損害賠償請求事件

原 告

被 告

意見陳述書

原告らの被害全般について

2025（令和7）年12月5日

大阪地方裁判所第19民事部合議1Bウ係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 西川翔大

1. はじめに

本訴訟において、石綿による被害を受けた建設作業従事者は90名を超えます（以下、建設石綿被害を受けた者を「被害者」という。）。

既に被害総論については原告ら準備書面（24）、原告ら個別の被害については原告ら準備書面（25）で詳細な主張をしています。その全てが現実に石綿の被害に直面している原告・被害者らの訴えであり、悲痛な叫びです。裁判所は、これらの書面を読み、石綿被害の重大性、深刻さを既にご理解いただいているものとは思いますが、改めて石綿被害の特徴を説明します。

2. 石綿関連疾患による苦痛、絶望

石綿被害の最大の特徴は、深刻な石綿関連疾患による苦痛や絶望です。

（1）奪われる平穏と絶望的な告知

被害者は、誰もが当たり前のように平穏な日常生活を送っていました。

しかし、石綿ばく露から数十年の年月を経て、突如として、息切れや咳、痰の症状が現れ、当たり前の平穏な日常が奪われます。

被害者は、医療機関を受診しますが、その原因が分からぬまま長年検査を重ねたり、医療機関を転々とする者も少なくありません。

医療機関でようやく確定診断を受け、原因が分かったとしても、肺がんや中皮腫などの命を奪う深刻な病気であると告げられ、恐怖や不安に苛まれます。既に病状が進行しているため、余命は数か月であり、治療法がないと告げられる被害者も多く、治療の選択肢すら与えられず、絶望のどん底に落とされてしまいます。

（2）困難な手術と術後の苦痛

他方、治療することができたとしても、その手術や抗がん剤治療は過酷で困難を極めます。

被害者は、「生きて帰って来られないかもしれない」という恐怖や不安の中で、一縷の望みをかけて困難な手術を決意します。

しかし、術後に死亡する者、術後に合併症に陥り集中治療を余儀なくされる者がいるなど手術自体により命の危険にさらされます。

また、術後は刃物で突き刺すような激痛に襲われる者も少なくなく、肺の切除により急速に呼吸機能が低下します。衣服の着脱、トイレのための移動という日常の動作ですら、「ゼエゼエ、ハアハア」と肩で息をするようになり、ベッドの上で口をパクパクしながら溺れるような呼吸困難の中で亡くなる者もいます。被害者は、手術が成功したとしてもこうした深刻な症状に苦しむとともに、再発の恐怖から逃れることはできません。

（3）抗がん剤治療の苦痛

抗がん剤治療では、吐き気、倦怠感、発熱、下痢、かゆみ、脱毛等の副作用のため、厳しく辛い闘病を強いられます。食欲が低下し、大幅に体重が減少し、一日中じっと耐えて横になることしかできません。

しかし、副作用に耐え続けても効果がなかつたり、副作用自体が激しく、命に危険があるため、中止に追い込まれたりすることも少なくありません。最後の頼みの綱としていた被害者らの絶望は想像を絶するものといえます。

(4) 中皮腫の残酷さ

特に中皮腫の場合、症状が急激に悪化します。診断から2か月で死亡した者や、診断からわずか13日後に死亡した者がいることは、まさに死に直面する病気であることを示しています。

中皮腫は、病状の進行とともに、大量の胸水により、呼吸困難や激しい胸痛を引き起こします。モルヒネを投与されても収まらない激痛により「痛い」、「苦しい」、「なんとかしてくれ」と呻き、「殺してくれ」と叫び声をあげる者がいるなど、激痛にもがき苦しみながら死に至る残酷な病気です。本訴訟では半分以上の52名の被害者が中皮腫に罹患しています。

(5) 小括

このように、被害者は、絶望的な告知を受けても、なお懸命に生きようと願い、必死の思いで手術や抗がん剤治療に臨みます。しかし、強い息切れや呼吸困難、激しくのたうつのような痛みに苦しめられた結果、最終的に命を奪われていきます。本訴訟の提訴時点で62名が既に亡くなっています。さらに提訴後に12名が命を奪われました。闘病中の者は、今この瞬間も、生命の危険にさらされています。

3. 職人としての誇りや人生が奪われる苦痛

また、石綿関連疾患を発症することに伴い、職人としての誇りや人生を奪われてしまいます。

被害者の大半は、若い頃から建設現場で懸命に働き、腕を磨き、自らの知識、技術、経験を活かし、長年建設作業に従事してきました。「この一帯のビルはお父さんが作ったんだ」と家族に話したり、「大工仕事が好きで、働ける

限り何歳になっても働く」と述べるなど、その多くが自らの仕事に誇りとやりがいをもっていました。

しかし、被告建材メーカーが石綿の危険性を警告せず、被害者は何も知らずに働き続けた結果、その仕事は、数十年の年月を経て、被害者に深刻な病気をもたらしました。

働き盛りの50代前半であっても、中皮腫や肺がんを発症すれば、仕事を断念せざるを得ません。仕事を諦め、収入が激減する一方で、治療費は増大し、病床で将来への不安や絶望を余儀なくされ、やがて命を奪われます。

その原因が仕事現場にあった石綿であると認識したときに、「なぜその危険性を教えてくれなかつたのか」と被害者はその理不尽さに憤り、悔しさを露わにします。防ぐことができたはずの石綿被害によって、職人としての誇りや人生を奪われるだけでなく、その原因が自らの生きがいであった仕事であると認識した被害者の無念さ、悔しさは計り知れません。

4. 被害の総体～奪われる人間としての尊厳と人生の破壊

以上にとどまらず、石綿はあらゆる場面で被害者の人間としての尊厳や人生を破壊します。

被害者には、平穏な老後や孫との交流などそれぞれ思い描いた人生がありました。

にもかかわらず、石綿関連疾患を発症すると、病気や闘病の苦痛だけでなく、絶えず進行する病状により、友人との交流や趣味を諦めなければなりません。

食事や入浴、排せつまでも家族の介助なしにはできなくなり、被害者や家族の日常生活は奪われます。やがて寝たきりとなり、ただ死を待つだけとなり、刻一刻と迫りくる死の恐怖から逃れることができません。

あらゆる場面の被害が、相互に関連し、被害者を苦しめ、人間としての尊厳

を奪い、被害者の人生を根底から破壊します。

5. 結語

このような悲惨で残酷な石綿被害の発生は、建材メーカーがその危険性を警告せずに大量に石綿含有建材を製造販売してきたからに他なりません。

裁判所には、改めて原告が提出した書面を読み直し、被害者それぞれの直面した苦痛、絶望、被害の現実をリアルにイメージし、被害の実態を踏まえた判断をするように求めます。

以上